

事務連絡

平成30年8月30日

事業主組合員様

静岡県薬剤師国民健康保険組合

## 事業者健康診断結果のご提出について（お願い）

日ごろ、国保事業につきましてご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成20年度から特定健康診査の実施が、各保険者に対し義務づけられております。

また、当国保組合には、平成29年度末までに受診率70%という目標値が設定されておりますが、昨年度は33.5%という結果に終わり、この数値は、県内市町国保及び県内国保組合の特定健診受診率を比べると、市町国保の平均は37%、静岡県医師国保組合、静岡県歯科医師国保組合は50%を超え、当国保組合の受診率は県内最下位でした。

この受診率には、保険者が実施している特定健診等のほか、事業主が行う労働安全衛生法に基づいた事業者健診（定期健康診断）のデータ提供分も加算されることになっています。

つきましては、健診結果データのご提供方法は別紙のとおりでありますので、受診率目標達成のため事業者健診結果データのご提供に、ご協力をお願いいたします。

なお、事業者から保険者への事業者健診結果データの提供に関しては、「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条により定められていますので、個人情報保護法に基づく労働者本人の同意も必要なく提出することができます。

### 【高齢者の医療の確保に関する法律（抜粋）】

（特定健康診査等に関する記録の提供）

- 第二十七条 保険者は、加入者の資格を取得した者があるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提出するよう求めることができる。
- 2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働者令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。
- 3 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

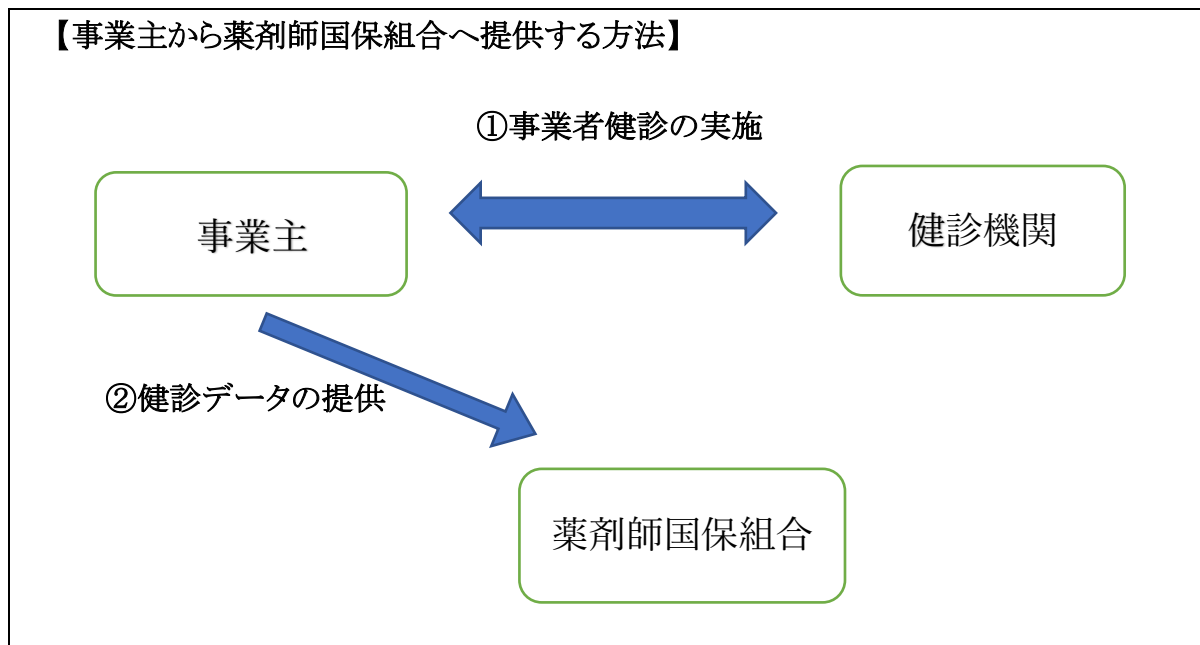
連絡先

静岡県薬剤師国民健康保険組合

電話 (054) 255-4733 担当: 田嶋

## 別紙

### 健診結果の提供方法について



※ 提供していただく健診結果データについては、XML形式による電子ファイル（CD-R）での提出又は健診結果表（紙）による提出をお願いいたします。詳しくは、薬剤師国保組合へお問い合わせください。

#### 補助金の制度について

毎年5月末に組合員の皆様に送付した特定健診受診券の他にも、健康診断補助金の制度（人間ドック：40歳以上、年1回2万円まで補助、30年度から30歳以上39歳以下、年1回1万円補助）があります。ご利用ください。

詳しくは、薬剤師国保組合へお問い合わせください。